

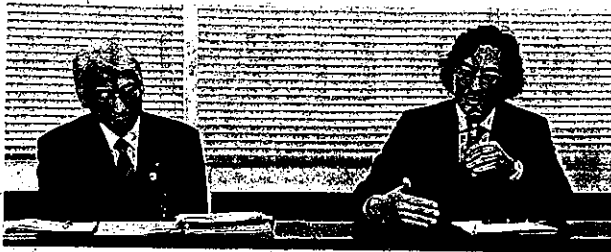
2017年(平成29年)11月10日(金曜日)

自己分析シート作成

県教委 教職員わいせつ防止策

県教委は、昨年度に教職員のわいせつ事案による懲戒処分が七件多発した対策として、子どもに対する性犯罪を起しやすき心理を判定する自己分析チェックシートを教職員向けに作った。職員が自分で精神的な問題に気づき、自主的に専門の医療機関などに相談するよう促す。

(今井智文)



チェックシートの完成を発表する福井代表理事(左)と県庁で

昨年度は未成年に対するわいせつ行為や盗撮などの事件が相次ぎ、県教委は事案を分析。盗撮を繰り返した例などは依存症などの病的な傾向がみられたことから、精神医療からの対策としてチェックシートの準備と相談窓口の確保を進めてきた。

性犯罪加害者の治療に取り組むNPO法人性障害専門医療センター(東京)にシート制作と相談窓口を依頼。精神科医の福井裕

場合が多いという。痴漢犯罪で「触られている人も嫌がっている」と思い込んでいる例などが典型で、子どもへのわいせつ行為も、加害者が悪いことをしていると感じていないケースがある。

県は年内に県内の全公立学校で、講師や事務職員を含む教職員約二万八千人にチェックシートに回答させる。性的嗜好の問題に関わることから、県教委で結果を把握せず、教職員が自分で性障害専門医療センターなどに電話するよう、連絡先を併記した。センターでは精神科医や臨床心理士が相談に乗る。七日に県庁で会見し

た福井氏は「教職員に心理学の専門家にも子どもへのわいせつ事案で一番の問題となる子ども被害を防ぎたい」と説明した。県教委は、別に臨床心理士の根絶を図る。